

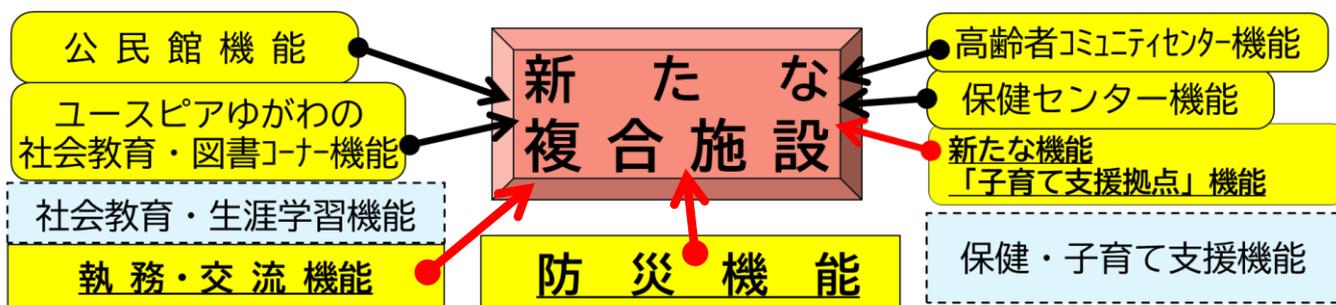
「湯川村複合施設建設基本計画（案）」について

村では、世代を問わず広く住民の皆様が、将来的に安心して利用できる、今後湯川村にとって大きく希望がもてる「複合施設」の建設に向けた「湯川村複合施設建設基本計画（案）」を作成しました。なお、この村政座談会での説明後に、本計画について正式に決定する予定としております。



1. 「湯川村複合施設」とは？

現在の「公民館」・「保健センター」・「高齢者コミュニティセンター」・「ユースピアゆがわ（一部）」の施設を統廃合し、新たに、保健福祉・公民館機能等をもった施設を「複合施設」として、「全世代が気軽に集い、学び、繋がる 笑顔をもたらす施設」、「今後の村の発展を支え、長きにわたって村の中核施設としての役割を果たせるような施設」の建設を目指すものです。



2. 「複合施設建設基本計画（案）」策定までの経緯について

村では、【平成 29 年】に「湯川村公共施設等管理計画」等を定め、村内の公共施設の管理を実施してきましたが、その後、村の多くの公共施設が築 40～50 年を経過し老朽化が進行しており、また、人口減少・少子高齢化等による村民のニーズ・施設の必要性（適正規模）の変化等が【課題】としてあがってきました。

そこで、【令和 4 年度】に庁内で組織した「湯川村公共施設のあり方検討委員会」において、「既存 4 施設（公民館・保健センター・高齢者コミセン・ユースピアゆがわ）の統廃合」及び「保健福祉・公民館機能等をもった施設」としての「複合施設」の整備について検討を開始し、【令和 5 年度】に各施設の利用者団体代表や公募村民等で組織する「湯川村複合施設建設検討委員会」を設置、協議・検討し村へ「複合施設建設検討委員会提言書」を提出いただき、この提言書を受け村において「湯川村複合施設基本構想」を令和 6 年 3 月に策定しました。

また、【令和 6 年度】には、基本構想について更に具現化するため、基本計画策定支援業務の委託先である、ふくしま市町村支援機構において、専門的な見地も含めて、検討・整理を行うとともに、庁内において副村長を委員長・各課長を委員とした「湯川村複合施設建設委員会」を設置し、施設の建設候補地や具体的な設備に係る整備方針等について協議・検討を重ねた上で「湯川村複合施設建設基本計画（案）」を令和 7 年 2 月に作成し、パブリックコメントや議会等への説明を実施した後、4 月に住民説明会を計 2 回開催し、いただいた意見を一部反映した上で、計画の最終決定を予定しています。

3. 「複合施設建設基本計画（案）」の内容について

（1）複合施設の「整備方針」について

①複数機能の相互融合と連携により、有機的で効率的な運営が可能となる施設、②誰もが安全・安心で利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した施設、③危機管理も考慮し、太陽光発電など自然エネルギーを取り入れた脱炭素・危機管理対応型の施設、④各諸室の共用化を図り、必要最小限の設備を有した施設、⑤社会の変化に対応できるフレキシブルな施設、⑥村の中核施設として、耐久性・安全性・耐震性・省エネ等に配慮した施設の建設を目指します。

（2）複合施設の「必要規模」について

基本計画では、「平屋建て（最小敷地面積 5,620 m²）」・「2 階建て（最小敷地面積 4,410 m²）」の 2 つのパターンを検討しておりますが、村としては、「複合施設」のコンセプトである、「全世代が気軽に集い、学び、繋がる 笑顔をもたらす施設」となるためには、すべての利用者に優しい施設とすることができる、「平屋建て」での建設が望ましいと考えております。

(3) 複合施設の「建設予定地」について

基本構想策定時には、**現村公民館敷地周辺の【建設候補地1】**を検討しておりましたが、その後、基本計画策定支援業務の委託先である「ふくしま市町村支援機構」からの専門的な見地も含め、庁内組織の複合施設建設委員会において、敷地規模・土地の利用状況・安全性・周辺環境・利便性等の要因や将来的な利用者の利便性等を考慮し再検討した結果、この基本計画（案）においては、**新たに建設用地を取得する【建設候補地2】**を採用しました。

なお、建設候補地2については、候補地1と比較して、敷地が広くより制約も少なく必要となる機能・規模を確保した施設整備が可能であり、将来にわたり安定した住民サービスが提供できる場所と判断しました。また、ユースピアゆがわの利用については、築31年（1993年竣工）であり、他の統廃合施設と比較し年数も経過していないため、新たに村の文化を支える施設として芸術作品等の展示などに利活用することを検討しております。



※駐車場の状況について

「候補地1」付近は、村職員用の駐車場を使用した場合でも、駐車スペースが分散しており、同敷地内への複合施設の建設を考えると、大きな駐車スペースを1か所に確保することは困難であり、各駐車場から施設へ移動しなければならないと想定されます。

「候補地2」については、施設内に多くの台数の駐車スペースが確保でき、車で来られる方に対して、施設までの距離もなく、利便性が非常に良いと想定されます。

検討項目	建設候補地1		建設候補地2	
	条件・考察	判定	条件・考察	判定
敷地規模 (必要最小敷地面積) 平屋建て5,620㎡ 総2階建て4,410㎡	約4,000㎡	✕	約7,000㎡	◎
	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の余裕 ✕ ・総2階建ての場合でも十分な駐車台数を確保できない ✕ ・敷地が狭く、設計の自由度低 ✕ ・将来的な拡張性 ✕ ⇒新たなニーズへの対応が困難 		<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の余裕 ○ ・平屋建ての場合で 駐車台数 100 台程度 ・広場を確保できる ○ ・敷地が広いため、設計の自由度高 ○ ・将来的な拡張性 ○ ⇒新たなニーズに対応できる 	

(4) 複合施設の「諸室機能」について (⑥の機能・諸室を計画)

① 【社会教育・生涯学習機能】	
整備方針 役割等	暮らしや文化等多様な地域社会の生涯学習拠点、図書を通じた知育の向上、主体的な学習の場、村民のふれあい・憩いの場
主な諸室等	大ホール(利用人数 200 人)、会議室(中①・小②)、図書室、和室、調理室等
② 【保健・子育て支援機能】	
整備方針 役割等	村民の健康福祉増進やこども家庭センターを中心とする子育て支援拠点
主な諸室等	健診等スペース、子育て支援スペース(キッズスペース、相談室、授乳室、幼児用トイレ)等

③ 【防災機能】	
整備方針 役割等	役場庁舎機能の分散（危機管理）、災害時の避難施設、支援活動の拠点 
主な諸室等	防災スペース、非常用発電機、太陽光パネル、防災備蓄倉庫 等 
④ 【執務機能】	
整備方針 役割等	教育・子ども・保健関連部署の集約や利用者の利便性向上・相互活性化 
主な諸室等	執務スペース（教委、保健センター、福祉部門）、執務共有スペース 等
⑤ 【交流機能】	
整備方針 役割等	地域コミュニティ・交流の活性化、情報発信・情報共有の場 
主な諸室等	交流フリースペース（ラウンジ）、情報共有スペース（ロビー） 等
⑥ 【屋外・附帯機能】	
整備方針 役割等	駐車場や駐輪場の整備、災害時の避難施設や支援活動の拠点 
主な諸室等	駐車場（100台程度）、駐輪場（20台分）、屋外備蓄倉庫1棟 等 

(5) 複合施設建設に係る「想定事業スケジュール」について

「建設候補地2」における「想定事業スケジュール」は、計画どおりに事業が進行すれば、令和9年度中の完成と想定します。

年度	2025	2026	2027
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
事業内容	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 調査設計等期間 <small>用地取得、開発測量調査、文化財調査、農振除外・農地転用、基本・実施設計、造成設計・工事 等</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <small>複合施設建設工事（入札準備期間含む）</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 施設建設等期間 </div> </div>		

(6) 複合施設建設等に係る「概算事業費」について

◎総事業費は約16億円（概算）

- ①うち複合施設建設等関係事業費 計約1,343,000千円（地質調査、土地購入、測量、造成設計、建築基本・実施設計、造成工事、上下水道敷設工事、道路拡幅工事、複合施設本体建設工事（平屋想定、工事監理費・外構工事含む）
- ②うち既存施設解体・改修等関係事業費 計約257,000千円（公民館解体工事、駐車場造成工事、ユースピアゆがわ改修工事等）

なお、上記に係る財源については、地方交付税で7割分が支援される「過疎対策事業債」をはじめ、住民負担を出来る限り抑制するため交付税措置のある有利な地方債、基金、補助金を積極的に活用するため、村の実施的な負担額は約7億円となります。

また、令和10年度以降本村は過疎地域による支援措置がなくなるため、過疎債の借入時限措置期限は令和9年度までとなります。今後の住民負担を出来る限り抑制するため、過疎債を最大限利用することができる令和9年度内の事業完了を目指します。

この「湯川村複合施設」は、今現在村を担っている世代の方々はもちろんのこと、今後村を担っていく子育て世代やその次の世代の方々にとっても非常に重要な意味合いを持つ施設であり、今後の湯川村にとっては必要不可欠な施設だと考えております。

「今後の村の発展を支え、長きにわたって村の中核施設としての役割を果たせるような施設」、「全世代が気軽に集い、学び、つながる施設」として、**村民の皆様が年代を問わず安全・安心に利用できるような新たな交流の拠点として、この先何十年経っても、あってもかかったと思える施設**が建設できるよう、今後、計画的に事業を進めてまいります。